鳥取県自転車活用推進事業補助金交付要綱

（趣 旨）

第１条　この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和 32 年鳥取県規則第 22 号。以下「規則」という。）第４条の規定に基づき、鳥取県自転車活用推進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第２条　本補助金は、鳥取県自転車活用推進アクションプログラムに基づき、自転車の利活用の推進及び裾野拡大を図るため、自転車体験・普及促進、自転車安全利用促進及び公共交通機関を活用した自転車利用利便性向上に関する取組を促進することを目的として交付する。

（補助金の額）

第３条　県は、前条の目的を達成するため、別表の第１欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表第２欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

２　本補助金の額は、補助事業に要する別表の第３欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額から、当該補助事業に伴う参加費その他の収入（本補助金を除く。）の額を控除した額に、同表の第４欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じた額以下とし、同表の第５欄に定める額を限度とする。

３　同一の事業実施主体による申請は、同一年度１回に限るものとする。ただし、内容が異なる別事業であれば、この限りではない。

４　本補助金とは別に県から同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。

５　なお、鳥取県産業振興条例（平成 23 年鳥取県条例第 68 号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

（交付申請の時期等）

第４条　本補助金の交付申請は、原則として、補助事業実施の 20 日前までに鳥取県観光交流局観光戦略課へ提出しなければならない。

２　規則第５条の申請書に添付すべき同条第１号及び第２号に掲げる書類は、それぞれ様式第１号及び様式第２号によるものとする。

（交付決定の時期等）

第５条　本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から 20 日以内に行うものとする。

２　本補助金の交付決定通知は、様式第３号によるものとする。

（承認を要しない変更）

第６条　規則第 12 条第１項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額を伴う変更又は交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更以外の変更とする。

２　第５条第１項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第７条　規則第 17 条第１項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（１）補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から 20 日を経過する日

（２）補助事業の完了予定年月日の属する年度の３月 20 日

２　規則第 17 号第１項の報告書に添付すべき書類は、それぞれ様式第１号及び様式第２号によるものとする。

（消費税及び地方消費税の取扱い）

第８条　本補助金の交付等に関する手続きにおいては、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に

規定する消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の額は含めないものとする。ただし、免税事業者、簡易課税事業者及び特定収入割合が５％超の公益法人等は、この限りではない。

（雑則）

第９条　規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、鳥取県輝く鳥取創造本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和７年４月１２日から施行し、令和７年度事業から適用する。

附 則

１　この要綱は、令和８年５月１８日から施行する。

２　サイクルトレイン・サイクルバス普及推進事業補助金交付要綱（平成 27 年３月 27 日付第 201500002223 号鳥取県文化観光スポーツ局長通知）は、廃止する。

別表（第３条関係）

1 補助事業	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助 上限額
次の各号のいずれかに該当する事業 （１）自転車体験・普及促進事業 初心者、未経験者、ファミリー層等を対象に、自転車の安全利用及び魅力を体験できる機会を提供することにより、自転車利用の裾野拡大を図るために実施する事業。 （実施要件）以下のすべてを満たすこと。 ・実技、試乗、走行体験その他体験型の要素を含むものであること（座学のみの実施は対象外）。 ・初心者、未経験者等が参加しやすい内容（短時間、短距離、小規模なものも可。）とすること。 ・特定の団体又は既存参加者に限定せずに行われるものであること（特定の愛好者団体の活動又は継続的な取組と認められるものは対象外）。 ・安全管理体制（スタッフ配置、保険加入等）を確保すること。 （実施例） ・自転車体験会（スポーツ自転車・キックバイク体験等） ・親子向けサイクリングイベント ・電動アシスト自転車（E バイク等）試乗会 ・オフロード走行体験（マウンテンバイク、シクロクロス等の初心者向け体験） ・地域資源を活用した周遊型のサイクリングイベント （２）自転車安全利用促進事業 交通ルールやマナー、基本的な自転車技術を実技指導等により習得できる講習会・体験会等を開催し、交通事故防止及び安全で安心な自転車利用環境の形成を図る事業。 （実施要件）以下のすべてを満たすこと。 ・交通安全教育の専門家又はこれに準ずる知識・経験を有する者による実技指導を行うこと（座学のみは対象外）。	民間団体・事業者等	県内で実施する事業で、同表第１欄に定める取組に要する経費。 （１）需用費（消耗品費、印刷製本費等） （２）役務費（通信運搬費、広告料、保険料等） （３）謝金（講師及び専門家等に対する謝礼） （４）旅費（講師及び専門家等への交通費） （５）委託料 ※県内事業者が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。 （６）使用料及び賃借料 （７）その他知事が必要と認めた経費	10／10	１事業につき 250 千円

・子ども、高齢者、障がい者、外国人在住者など対象者に合わせた内容とすること（競技者向けの専門的トレーニングは対象外）。 （実施例） ・自転車安全教室（小中学生等対象） ・電動アシスト自転車体験会（高齢者等対象） ・タンデム自転車の体験会（障がい者等対象） ・交通ルール講習（外国人在住者等対象） （３）公共交通機関を活用した自転車利用利便性向上事業 自転車利用者による自転車の積載又は輪行を伴う公共交通機関の利用を可能とする環境を整えることにより、自転車利用者の利便性の向上及び広域的な周遊の促進を図る事業。 （実施要件）以下のすべてを満たすこと。 ・公共交通を活用した取組であること。 ・特定の団体又は既存参加者に限定せずに行われるものであること（特定の愛好者団体の活動又は継続的な取組と認められるものは対象外）。 ・安全管理体制（スタッフ配置、保険加入等）を確保すること。 （実施例） ・貸切列車等を活用し、自転車を積載可能な移動手段を組み込んだツアー ・公共交通と連携した広域周遊サイクリングイベント ・輪行体験講座（輪行に不慣れな方等対象） （４）その他知事が認めるもの				

様式第１号（第４条、第７条関係）

年度鳥取県自転車活用推進事業計画（報告）書

（単位：円）

補助対象経費 A	イベント参加費 その他収入 B	差　引 A－B＝C	補助上限額 D	県補助額 （C及びDを比較して少ない方の額）
			250,000	

※変更計画書においては、変更前の額を上段（　）内に、変更後の額を下段に記載してください。

１　事業概要

区　分	内　容
事業の名称	
事業の目的	
実施体制	（構成員がどのような役割分担で事業を実施するか等記載）
事業内容	（①実施予定日、②対象者、参加予定人数、③開催場所、④実施内容などを記載）
事業の新規性又は発展性	
事業実施により得られる地域的な波及効果	
事業完了予定日	年　月　日

２　委託料を県内事業者に発注するのが困難な場合、その理由

３　他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

４　消費税の取り扱い

いずれか一つを選択して○をしてください。

（　）①免税事業者

（　）②簡易課税事業者（確定申告月：　　月申告）

（　）③特定収入割合が５％超の公益法人等

（　）④上記４のいずれでもない

【補助対象経費における消費税の取り扱い】

①、②、③の場合：消費税額を補助対象経費に含めて補助金算定基準額を算定する。

④の場合：消費税額を補助対象経費に含めないで補助金算定基準額を算定する。

【添付（追加提出）資料】

①の場合

補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業主の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び決算書等、免税事業者であることを確認できる資料。

②の場合

補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）

※確定申告が当該補助金の交付申請日以降の場合は、確定申告後、速やかに提出すること。

③の場合

特定収入の割合を確認できる資料。

５　その他

＜添付書類＞

・実施主体の概要がわかるもの

・補助事業概要のわかる書類（パンフレットなど）

様式第２号（第４条、第７条関係）

年度鳥取県自転車活用推進事業収支予算（決算）書

１　収　　入

（単位：円）

区　　分	本年度予算額 A	前年度予算額 (本年度決算額) B	増　　減 A－B	摘　　要
補 助 金				鳥取県 ○○○○
参 加 費				
そ の 他				
計				

※収入の内容を具体的（入場料収入、販売収入等）に記載すること。

２　支　　出

（単位：円）

区　　分	本年度予算額 A	前年度予算額 (本年度決算額) B	増　　減 A－B	摘　　要
そ の 他				
計				

様式第３号（第５条関係）

平成　　年　　月　　日

様

職　氏　名

年度鳥取県自転車活用推進事業補助金交付決定通知書

令和　　年　　月　　日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県自転車活用推進事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和 32 年鳥取県規則第 22 号。以下「規則」という。）第６条第１項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第８条第１項の規定により通知します。

記

１　補助事業

本補助金の補助事業は、申請書に記載されているとおりとする。

２　交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

（１）算定基準額　金　　円

（２）交付決定額　金　　円

３　経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

４　補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県自転車活用推進事業補助金交付要綱（令和７年４月 14 日付第 202500003991 号鳥取県輝く鳥取創造本部長通知。以下「要綱」という。）第３条第２項の規定を適用して算定した額と、前記２の（２）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

５　補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。